

<第5次延岡市行財政改革>

# 行 財 政 改 革 大 綱

～市民と行政が一体となった改革の推進～

平成18年10月

延 岡 市

## 策定にあたって

本市では、効率的で効果的な行財政運営を行い、財源及び人的資源等を最大限に活かした魅力ある延岡市を創るために、昭和60年度から4次にわたる行政改革を実施してきました。この取組の中では、特に民間委託の推進等の事務事業の見直しを行い、また行政のスリム化の視点に立って人件費の改革を推進し、特に第4次行政改革では職員数98人の減員、経費的には年間9億円を超える節減を図るなど大きな成果をあげてきたところです。

しかしながら、少子高齢化等社会環境の変化に伴う医療・介護等社会保障関係経費の増加、国の三位一体改革による地方交付税の削減等により、本市の財政状況はこれまでも増して厳しくなっており、また市町村合併や地方分権の進展等により新たに多くの行政課題等も出てきていることから、今後さらに効率的な行財政運営に向けた改革が必要になってきているところです。

先般「延岡市行財政改革推進委員会」から受けました答申の主旨を十分に踏まえ、事務事業につきましては、行政運営全般において基本的にはゼロベースで検証し、「選択と集中」の視点に立って徹底的な見直しを行い、簡素で効率的な運営体制を確立していかなければならないと考えております。

また、福祉や環境、防災などの様々な分野において、市民の皆さんのまちづくりへの参加意識がますます高まってきております。本来、まちづくりは、行政主導ではなく市民の皆さんを主体に進めることが大切であり、本市の磐石なまちづくり基盤の形成にもつながるものと考えます。市民の皆さんお一人お一人には、「自分達の街は、自分達で創る。」という自主・自律的な考え方を持っていただき、これからは、市民の皆さんと行政が「協働」したまちづくりを積極的に進めてまいりたいと思います。

このような改革及び取組を通じて、私共をはじめ子供達が将来にわたり夢と希望が持てるような元気のある延岡市を築いていきたいと考えております。

私といたしましては、このたびの行財政改革には強い決意をもって臨み、この大綱に掲げた各種施策を確実に実行するために、職員と一丸となって最大限努力してまいり所存でございます。

市民の皆さんの温かいご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、「延岡市行財政改革推進委員会」の皆様には、この間熱心なご審議いただき、また貴重なご意見・提言を賜り、ここに大綱を策定することができましたことを、心からお礼を申し上げます。

平成18年10月

延岡市長 首藤 正治

## <目 次>

1. 行財政改革大綱策定の背景	1
(1) 社会的な背景	1
(2) 行財政改革の経過及び取組状況	3
2. 行財政改革の方向	4
(1) まちづくりと行財政改革	4
(2) 行財政改革の基本目標	5
(3) 行財政改革の視点	5
3. 行財政改革の体系	7
4. 行財政改革の主要目標と具体的な取組	8
(1) 主要目標	8
(2) 具体的な取組	8
①財政の健全化	8
②市民協働型行政の推進	9
③行政運営の再編	10
④公共施設の効率的な設置・運営	12
5. 行財政改革の実施期間	13
6. 行財政改革の推進体制	13
①計画の進行管理	13
②市民への公表	13

### (参考資料)

- 第5次延岡市行財政改革大綱の策定フロー
- 第5次延岡市行財政改革大綱の策定経過
- 延岡市行財政改革推進委員会の委員名簿
- 延岡市行財政改革推進委員会条例
- 延岡市行財政改革推進本部設置要綱

# 1. 行財政改革大綱策定の背景

## (1) 社会的背景

### (国・県の動向と本市の財政状況)

国は、先の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）」において、「財政健全化」を優先課題の一つとしています。

この「財政健全化」においては、平成23年度までには国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとし、歳出の削減または歳入の増加が必要な額として16.5兆円を見通し、歳入・歳出一体化政策を強力に推進することとしています。また地方自治体の総人件費改革では、今後5年間で国家公務員に準じた5.7%の定員純減、また給与の適正化や民間委託の推進等が示されています。

一方、県の「宮崎県行政改革大綱2006」及び「財政改革推進計画」においては、現在の厳しい財政事情等を背景として市町村に関係する改革が盛り込まれ、権限移譲の推進や公共事業の縮減、補助金の削減等が行われるなど、国・県の改革が市町村の財政負担等を伴う形で進められようとしています。

このような中、本市の財政は、国の三位一体改革により、地方交付税が平成16・17年度の2ヵ年で約21億円削減され、また基幹的な自主財源である市税収入の停滞等により財源の確保が困難な状況にあり、歳出面では扶助費や公債費等の義務的経費の支出が年々増大し、公共工事などの投資的経費等を縮小せざるを得ない厳しい状況にあります。

また、予算の収支不足を補うため、この数年は財政調整基金等を取り崩すこと（平成15～18年度の4ヵ年の基金取崩し額は約38億円）による運営を余儀なくされており、このような状況が今後も続けば、本市の財政はまさに危機的な状況ともなります。

本市の歳入（うち、市税・地方交付税・市債）の状況

(単位：百万円、%)

区分	H元		H5		H9		H13		H17(見込み)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
歳入総額	30,865	100.0	39,650	100.0	42,864	100.0	42,977	100.0	48,218	100.0
市税	12,657	41.0	13,351	33.7	14,322	33.4	13,431	31.2	13,080	27.1
地方交付税	6,342	20.5	7,615	19.2	8,672	20.2	9,360	21.7	8,846	18.4
市債	2,190	7.1	4,082	10.9	5,579	13.0	4,446	10.3	5,624	11.7

本市の歳出（うち、扶助費・公債費・繰出金・投資的経費）の状況

（単位：百万円、％）

区分	H元		H5		H9		H13		H17(見込み)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
歳出総額	30,400	100.0	38,775	100.0	41,952	100.0	42,230	100.0	48,218	100.0
扶助費	4,190	13.8	5,098	13.1	6,233	14.9	6,215	14.7	8,806	18.2
公債費	2,981	9.8	4,559	11.8	4,610	11.0	5,388	12.7	6,111	12.7
繰出金	1,558	5.1	2,527	6.5	3,014	7.2	4,226	10.0	5,472	11.4
投資的経費	7,032	23.1	10,828	27.9	10,282	24.5	8,854	20.9	8,423	17.5

### （少子高齢化等社会環境の変化）

わが国の少子高齢化は、平成17年の出生率が、長期的に人口を維持できる水準（人口置換水準）の2.07を大きく下回る1.25に低下するなかで、高齢化率は、平成12年に17.4％であったものが、平均寿命の伸長もあり、これからも上昇を続け、平成26年には25％台に、平成62年には国民の3人に1人が高齢者という本格的な少子高齢社会が到来すると言われています。

一方、本市においては、出生率が1.75に低下し、年少人口と生産年齢人口の伸びは鈍く、高齢者人口は、現在の24％台の高齢化率が著しい伸びを示し、平成27年には30％台に達すると予測されるなど国を上回り高齢化が確実に進行していくものと思われま。

このような少子高齢化の進展に伴い、福祉サービス等が増大する一方で、生産年齢人口の減少により、市税収入等への影響はもとより、労働力供給のあり方や産業構造、消費市場などへの様々な社会的・経済的影響が懸念されるところです。

本市の高齢化率の状況

（単位：％）

		H13	H14	H15	H16	H17
高齢化率	国	17.97	18.54	19.05	19.48	20.04
	宮崎県	21.26	21.90	22.40	22.82	23.47
	延岡市	21.07	21.80	22.48	23.04	23.83

### （分権型社会の進展）

市町村合併や地方分権の進展とともに、地方自治体においては、「地域のことは地域の責任において決定し責任を持つ」という自主・自立性の高い自治体形成が求められ、また、昨今の少子高齢化を伴った人口減少や厳しい財政状況等を背景として、多くの自治体においては閉塞感が漂い、このことから

の脱却を図っていかなければならない状況があります。

このため、これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後、市民・NPO法人・事業者等の多様な主体が関わりその提供を担っていく分権型社会システムへの転換が必要になっています。地域の課題については、住民自らが考え、自らの責任で解決していけるような地域コミュニティーの充実強化が求めら、まちづくりのための様々な活動には、市民、事業者等と行政が役割分担のもとお互いに連携し合う「協働」の視点がますます重要になってきています。

※協働とは、市民や事業者等と行政が、相互にその存在を尊重し、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて活動しようとする考え方。

## (2) 行財政改革の経過及び取組状況

本市においては、これまで4次にわたる行財政改革を進め、業務の外部委託や事務事業の効率化、組織機構の見直しなど積極的に行財政改革に取り組んできたところです。しかしながら、国や県の行財政改革の推進とも相まって、本市の財政は従来にも増して厳しい状況にあり、全庁的にさらなる改革が必要になっています。

- ・ 第1次行政改革（昭和60年度～62年度）  
職員定数・給与の見直し、中小企業振興センター管理業務の委託など26項目（職員数削減26人）
- ・ 第2次行政改革（昭和63年度～平成2年度）  
生活保護事務等の電算化、給与・諸手当の見直し、老人福祉センターの管理運営委託など20項目（職員数削減20人）
- ・ 第3次行政改革（平成7年度～11年度）  
事務機械室の廃止、し尿収集業務の委託、通勤手当等の見直しなど36項目（職員数削減59人）
- ・ 第4次行政改革（平成12年度～16年度）  
清掃工場の一部民間委託、市立幼稚園の段階的な統廃合など78項目（職員数削減98人）

## 2. 行財政改革の方向

### (1) まちづくりと行財政改革

本市のまちづくりビジョンについては、現在多くの市民の皆さんの参画のもと、その指針である第5次延岡市長期総合計画の策定作業を進めているところです。

将来の活力のあるまちづくりを進めていくためには、産業振興や都市環境の整備、また地域づくりや人づくりなど様々な角度からの検討が必要ですが、行財政改革は、そのまちづくりの原動力となる市政運営の基盤づくりです。

今回の行財政改革がめざす「財政の健全化」や「市民と行政の協働によるまちづくり」の観点を、これからの長期総合計画の策定にも十分に反映させ、また行財政改革の取組により生み出される財源については、これからのまちづくりに有効的な活用を図っていきます。

### 第5次 長期総合計画 (H19 年度策定)

- 交流連携
- 産業振興
- 地域づくり
- 人づくり
- 都市環境
- 行財政運営

### 第5次 行財政改革大綱 (H18 年度策定)

- 財政の健全化
- 市民協働型行政の推進
- 行政運営の再編
- 公共施設の効率的な設置運営

#### 基本目標

- ①健全な財政と効率的で効果的な行政運営の実現
- ②透明で開かれた協働による市政の実現

#### 視点

- ①財政の健全化
- ②市民と協働した行政運営の推進
- ③行政の担うべき役割の重点化
- ④行政運営の効率化と広域化

## (2) 行財政改革の基本目標

### ①健全な財政と効率的で効果的な行政運営の実現

市政における市民や事業者等と行政の役割分担を明確にし、全庁的に事務事業の整理合理化等を行うことにより財政の健全化を図ります。

また、職員一人ひとりの経営意識の高揚を図るとともに、機能的な組織整備等を進めることにより、効率的で効果的な行政運営の実現をめざします。

### ②透明で開かれた協働による市政の実現

広報広聴や情報公開等を充実し、市民に信頼される透明で開かれた行政運営を推進します。

また、市民や事業者等と行政が、お互いの連携と役割分担のもと、課題の解決や社会的目的の達成をめざし活動する、「協働」による市政の実現をめざします。

## (3) 行財政改革の視点

これからの市政は、国・県の動向や本市の財政状況等を十分に踏まえながら、自治体間競争にも耐えうる足腰の強い運営基盤の形成をめざしていかねばなりません。

このためには、職員一人ひとりが危機意識と改革意識を持ち、全庁的に行財政改革を推進するとともに、市民の理解と協力のもと市民と行政が一体となった行財政改革への取組が必要になっています。

このため、今回の行財政改革では、下記の視点をもって取り組むこととします。

### ①財政の健全化

歳出面での効率的で経済的な執行はもとより、歳入面においても、補助金・負担金や委託料、使用料等については、行政効果や受益者負担の適正化等の観点から見直しを行い、財政の健全化を図ります。

### ②市民と協働した行政運営の推進

市民への広報広聴活動や情報公開等を積極的に進め、市民一人ひとりの市政への参画を促し、また地域コミュニティーの活性化を図るため、市民と協働した行政運営を一層推進します。

### ③行政の担うべき役割の重点化

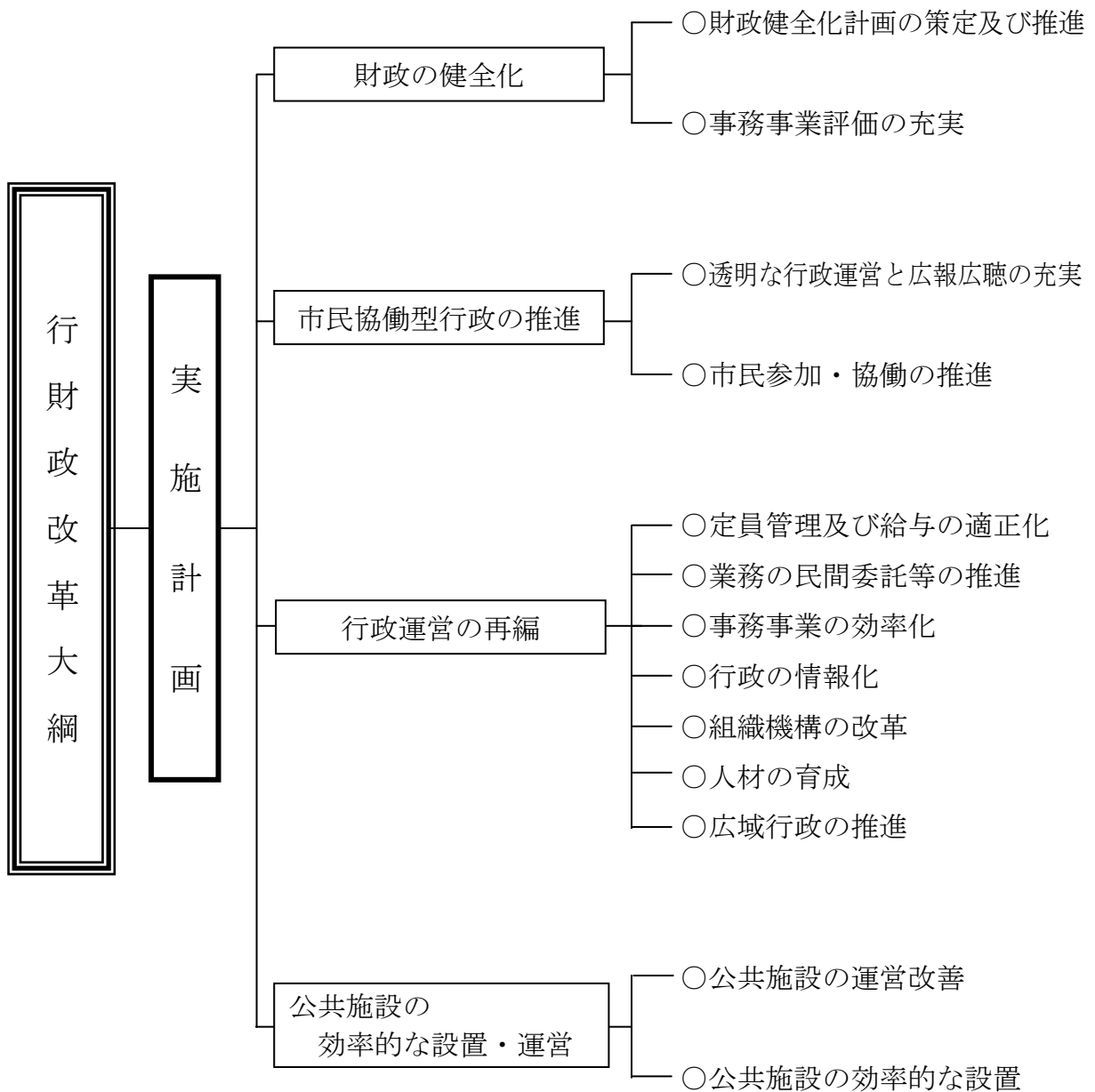
業務全般の検証のもと行政の担うべき役割を重点化し、基本的には「民間にできることは民間に任せる」との視点で、NPOやボランティア等の活用、また民営化や業務の民間委託等を積極的に推進します。

### ④行政運営の効率化と広域化

事務事業の整理合理化や事業の選択と集中を徹底するとともに、定員管理や給与の適正化、機能的な組織整備等を行うことにより行政運営の効率化を図ります。

また、産業振興はもとより市町村合併を視野に入れながら、広域的な取組の一層の推進を図ります。

### 3. 行財政改革大綱の体系



## 4. 行財政改革の主要目標と具体的な取組

### (1) 主要目標

この計画を着実に推進し、次の目標の達成をめざします。

#### ①取組項目

取組の項目数については次のとおりです。なお、新たに取組事項が生じた場合には、随時追加していくこととします。

財政の健全化	10項目
市民協働型行政の推進	11項目
行政運営の再編	27項目
公共施設の効率的な設置・運営	3項目
合計	51項目

#### ②職員数の削減

職員数を120人削減します。

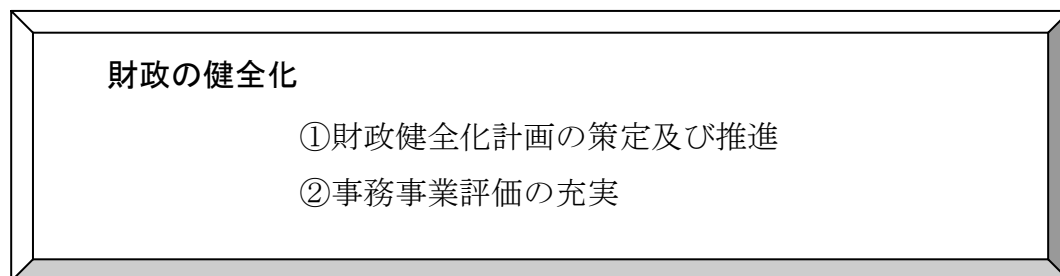
#### ③経費節減効果

年間約9億円の経費節減効果を図ります。

※この経費節減効果額は、各取組項目の年間経費節減額の合計額ですが、人材育成などの数値化が困難なものは含まれておりません。

### (2) 具体的な取組

#### <財政の健全化>



#### ①財政健全化計画の策定及び推進

将来的な財政見通しをもって、市税や使用料をはじめとした歳入を確保するとともに、事務事業の経費節減や業務の民間委託等を推進するなど、歳入・歳出両面からの改善をめざす財政健全化計画を策定し、全庁的にその推進を図ります。

(主な取組)

- ・ 財政健全化計画の策定
- ・ 公共事業のコスト縮減
- ・ 補助金等の見直し
- ・ 受益者負担の適正化（下水道使用料の見直し、ごみ処理有料化の実施、その他使用料・手数料の見直し）
- ・ 特別会計繰出金の抑制

## ②事務事業評価の充実

事務事業の効率性や経済性等を検証し積極的な改善を図るために、PDCAマネジメントサイクルの視点に立ち、事務事業の評価システムをさらに充実します。

(主な取組)

- ・ 評価システムの見直し

※「PDCAマネジメントサイクル」とは、計画（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のプロセス順にらせん状に実施し、事務事業の質的向上を図る運営手法。

## <市民協働型行政の推進>

### 市民協働型行政の推進

- ①透明な行政運営と広報広聴の充実
- ②市民参加・協働の推進

#### ①透明な行政運営と広報広聴の充実

市民へ行政情報を積極的に提供するとともに、行政としての説明責任を果たしつつ、透明な行政運営を推進します。また、市民に的確で分かりやすい広報活動に努めるとともに、市民の意見等をより広く把握し、市政への反映を図ります。

(主な取組)

- ・ 市民の声の市政への反映（「まちづくり懇談会」の実施）
- ・ 市政情報の積極的な発信（「ほっと・トーク～ようこそ市長室へ～」の放映など）
- ・ パブリックコメントの推進

- ・各種審議会等委員の公募推進

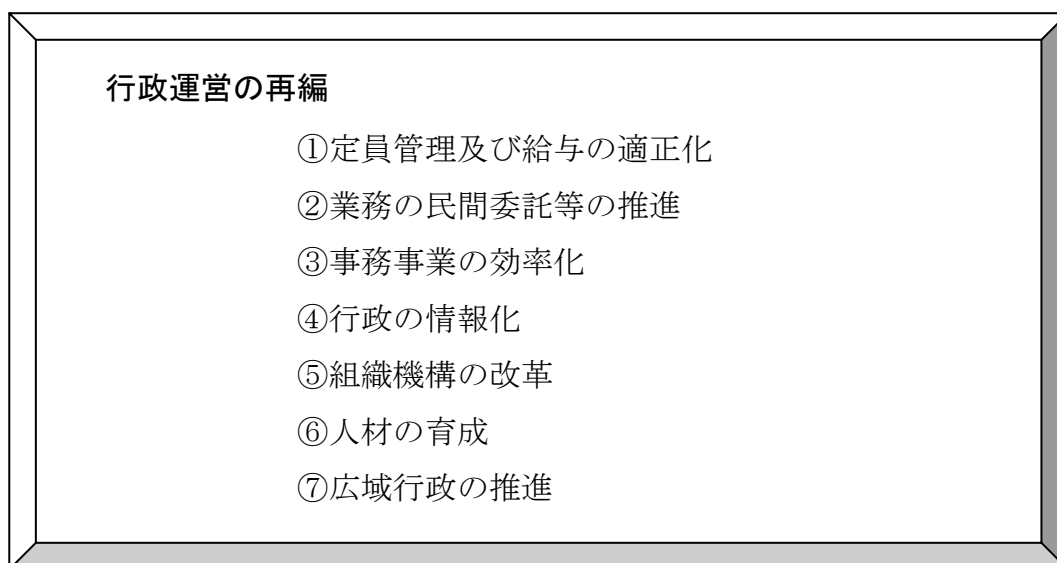
## ②市民参加・協働の推進

市民・NPO・事業者等と行政が、まちづくりの目的や課題を共有し、お互いが協力し合いながら活動する、「協働」の視点に立ったまちづくりを推進します。また、地域コミュニティの活性化を図るため、地域活動の環境整備や主体的な活動等への支援を充実します。

(主な取組)

- ・市民協働型行政の指針策定
- ・地域自主防災組織の拡大と災害情報伝達システムの充実
- ・災害ボランティアネットワークの充実
- ・健康づくり・福祉・環境等の分野における市民活動の促進
- ・地域コミュニティ施設の整備推進

## <行政運営の再編>



### ①定員管理及び給与の適正化

人件費の抑制については、団塊世代の職員の大量退職に合わせ、業務の民間委託や事務事業の効率化等を推進することにより職員数を削減し、簡素で効率的な運営体制を構築します。給与については、国・県の動向、他の自治体との均衡を踏まえつつ引き続き適正化に努めるとともに、給与や職員数の状況等を市広報誌やホームページ等を通じて市民に分かりやすく公表することにより、市民の理解が得られるよう努めます。

(主な取組)

- ・定員管理の適正化
- ・給与の適正化

## ②業務の民間委託等の推進

市直営の業務のうち、ごみ収集業務については既に民間委託を実施したところですが、今後とも民間で担うことができる業務については、市民やNPOなど多様な主体を視野に入れ、民間活力の導入を積極的に進めます。なお、民間委託等の推進については、行政責任を堅持し、市民サービスの低下を来たすことのないように十分に配慮します。

(主な取組)

- ・電算業務の委託等
- ・市営住宅管理業務の一部委託
- ・下水道処理場等保全業務の委託
- ・学校給食調理業務の段階的委託等
- ・図書館窓口業務等の委託

## ③事務事業の効率化

全般的な事務事業について、効率性や経済性、実施効果等を検証し、徹底的な見直しを図ります。

(主な取組)

- ・道路維持管理業務の外部発注
- ・市費学校事務職員の配置見直し
- ・市費学校用務員の配置見直し
- ・幼児ことばの教室の運営見直し
- ・社会教育センター講座運営の見直し

## ④行政の情報化

行政事務の効率化や高度化、また市民サービスの質的向上を図るため、行政の情報化をさらに推進します。

(主な取組)

- ・情報化計画の見直し
- ・戸籍事務のOA化
- ・電算システム管理体制の見直し

## ⑤組織機構の改革

効率的で効果的な施策の推進、また市民ニーズへの迅速な対応や意思決定の観点などを踏まえ、限られた人員で最大の効果が発揮できるように組

織の充実を図ります。

(主な取組)

- ・組織機構の充実
- ・本庁・総合支所間の事務分担等の見直し

#### ⑥人材の育成

公務員として倫理観や接遇などの基本的素養の育成はもとより、政策形成能力やマネジメント能力等の向上を図るため、職員研修をさらに充実します。また業績・能力評価からなる人事考課制度のさらなる充実を図るなど、総合的な観点から人材育成に努めます。

(主な取組)

- ・研修機能の充実

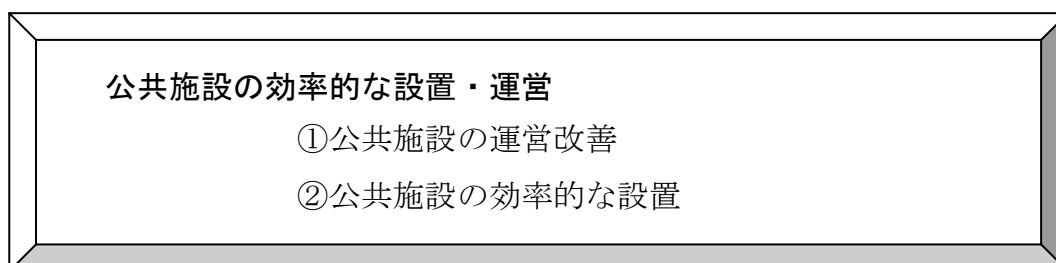
#### ⑦広域行政の推進

現在広域的に取り組んでいる消防・救急・ごみ処理等の業務のように、複数の市町村による共同処理が効率的である業務については、今後とも広域的な取組の拡充を図ります。また、市町村合併等が進展する中、観光や商工業、農林水産業をはじめとした産業の振興には広域的な視点が不可欠であることから、様々な取組を通じて関係市町村との連携を深めます。

(主な取組)

- ・広域行政体制の充実
- ・市町村合併の調査研究

### <公共施設の効率的な設置・運営>



#### ①公共施設の運営改善

第3セクターの経営については、民営化や廃止等の視点も踏まえ、十分な検証を行います。経営を継続するものについては、事業内容や経営状況等を十分に検証し、点検・評価のための体制を整備するとともに、必要な場合には短中期的な改善計画の策定を求めるなど、経営改善に向けた取組の充実を図ります。

また、既に指定管理者制度へ移行もしくは廃止・民営化した施設（36施設）を除く、他の全ての公の施設（223施設）については、指定管理者制度の活用はもとより、行政としての関与の必要性、存続・廃止の視点も含め検討します。

（主な取組）

- ・第3セクター経営の改善
- ・指定管理者制度の活用推進

## ②公共施設の効率的な設置

公共施設の設置については、経費節減を図るため施設の複合化等を検討するとともに、民間資本を活用したPFI方式など新たなより効率的な手法の調査研究を進めます。

（主な取組）

- ・PFI方式等の調査研究

## 5. 行財政改革の実施期間

計画の期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とし、年次的に取組を進めます。

## 6. 行財政改革の推進体制

### （1）計画の進行管理

「延岡市行財政改革推進本部」を定期的開催し、全庁的に一丸となって着実に計画を推進します。

また、計画の推進状況については、「延岡市行財政改革推進委員会」に報告し、ご意見等を踏まえ推進します。

### （2）市民への公表

行財政改革大綱及び実施計画、並びに計画の推進状況等については、市広報誌等を通じて市民に分りやすく公表します。

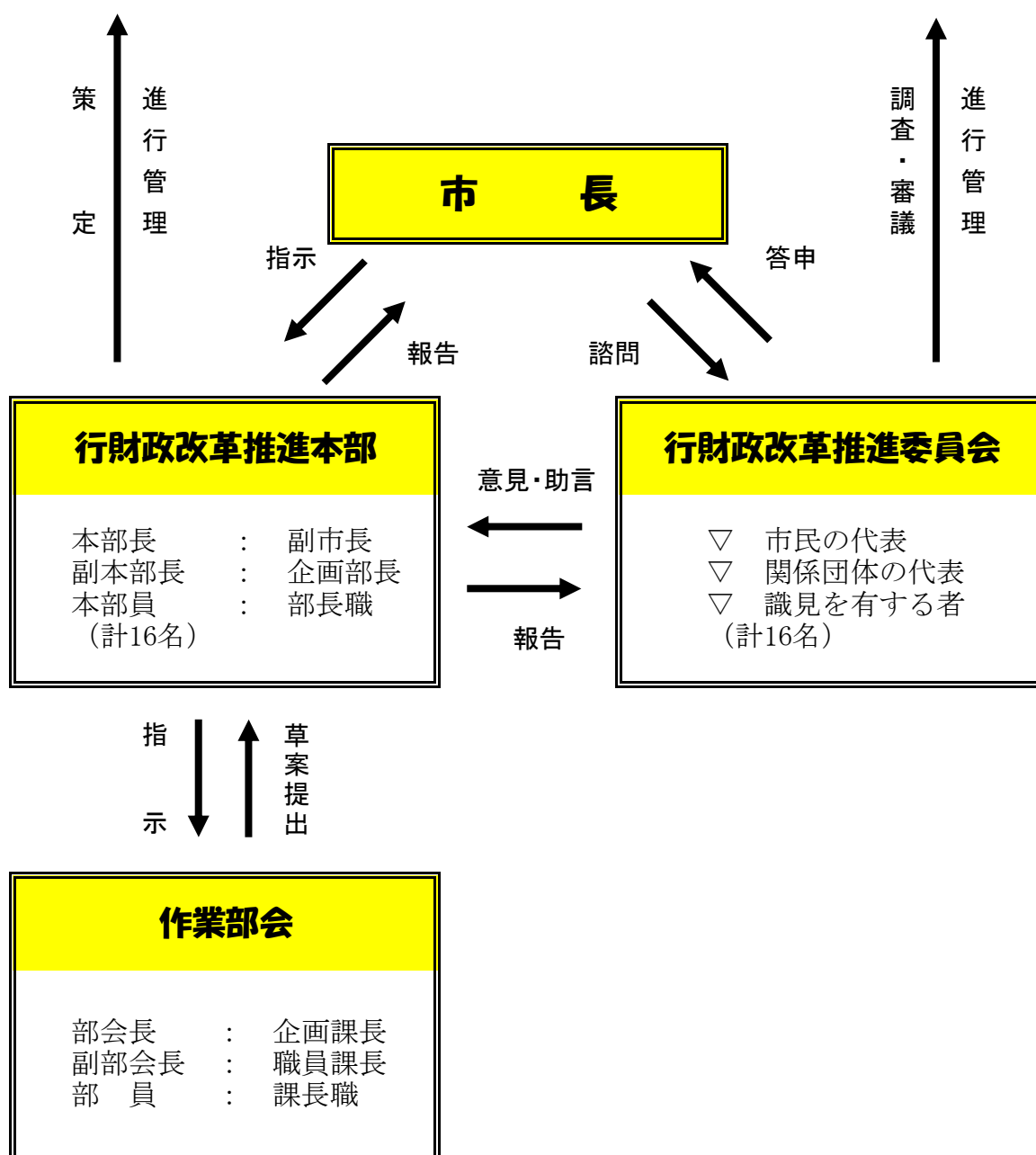
( 参 考 资 料 )

# 第5次延岡市行財政改革大綱の策定フロー

**第5次延岡市行財政改革大綱**  
( 実 施 計 画 書 )

☆ 平成17～21年度を実施期間とする、5年間の計画

☆ 市民に公表



## 第5次延岡市行財政改革大綱の策定経過

日 付	内 容	
平成18年 7月19日	行革推進本部会議（第1回）	
7月26日	第1回行財政改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎委嘱状の交付</li> <li>◎諮問</li> <li>◎延岡市の現状説明</li> </ul>
8月 1日	推進本部会議（第2回）	
8月 7日	推進本部会議（第3回）	
8月 9日	第2回行財政改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎延岡市の現状等に係る協議</li> <li>◎各委員から行革に対する意見・提言</li> </ul>
8月17日	推進本部会議（第4回）	
8月25日	第3回行財政改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎委員提言のとりまとめ</li> <li>◎具体的な取組項目の協議</li> </ul>
9月 5日	推進本部会議（第5回）	
9月 6日	第4回行財政改革推進委員会	◎具体的な取組項目の協議
9月29日	推進本部会議（第6回）	
10月 6日	第5回行財政改革推進委員会	◎答申内容の協議
10月13日	推進本部会議（第7回）	
10月18日	第6回行財政改革推進委員会	◎答申内容の協議
10月23日	答 申	◎市長へ答申書提出

## 「延岡市行財政改革推進委員会」の委員名簿

( 順不同、敬称略 )

No.	団体名等	役職名等	氏名
1	延岡商工会議所	会頭	清本英男
2	延岡市区長連絡協議会	会長	芝弘光
3	北方町地域協議会	会長	甲斐和芳
4	北浦町地域協議会	会長	中西功
5	北川町地域協議会	会長	小谷謹一
6	延岡農業協同組合	副組合長	山本照弘
7	延岡市社会福祉協議会	会長	坂本純一
8	延岡地区建設業協会	会長	山崎司
9	のべおか男女共同参画会議21	会長	木原万里子
10	延岡商工会議所女性会	顧問	木村邦子
11	のべおか市民大学院	元受講生	甲斐典子
12	旭化成株式会社	延岡支社 延岡総務部長	上荷田洋一
13	旭有機材工業株式会社	延岡総務部長	甲斐久美雄
14	宮崎県北地区同盟	事務局長	柳沢浩伸
15	県北地区労組会議	特別執行委員	宮田安司
16	九州保健福祉大学	大学院(通信制) 保健科学研究科長	福本安甫

任期：平成20年5月12日～平成22年3月31日

# 延岡市行財政改革推進委員会条例

平成18年6月28日

条例第83号

改正 平成19年3月31日条例第80号

## (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、延岡市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行財政改革に関する事項について調査及び審議を行う。

2 委員会は、前項の調査及び審議を行うほか、市長の求めに応じ、行財政改革の推進状況について意見を述べることができる。

## (組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民の代表者

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部において処理する。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延岡市行財政調査会条例の廃止)

2 延岡市行財政調査会条例（昭和50年条例第16号）は、廃止する。

## 附 則（平成19年3月31日条例第80号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 延岡市行財政改革推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 地方公共団体の果たすべき役割はますます重要となっており、また、地方行財政を取り巻く環境は極めて厳しいものがあることから、改めてその責務を自覚し、社会の変化に対応した効率的な行政の確立に向けて自主的に改革を図っていくため、延岡市行財政改革推進本部(以下「本部」という)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる重点事項について調査審議し、その結果を「延岡市行財政改革大綱」としてまとめ市長に報告するものとする。

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 時代に即応した組織・機構の見直し
- (3) 定員管理及び給与の適正化の推進
- (4) 効率的な行政運営と職員の能力開発等の推進
- (5) 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上
- (6) 会館等公共施設の効率的な設置及び管理運営
- (7) その他必要な事項

## (組織)

第3条 本部は、別表の副市長及び部長職をもって組織する。なお、本部の下に課長職で構成する作業部会を設置することができる。

- 2 本部会に本部長、副本部長を置き、それぞれ副市長、企画部長をもってこれに充てる。
- 3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ企画課長、職員課長をもってこれに充て本部長の指示により作業を行うものとする。
- 4 本部長及び部会長に事故あるときは、それぞれ副本部長、副部会長がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 本部の会議は、本部会及び作業部会とし、必要に応じて本部長及び部会長が招集する。

## (庶務)

第5条 本部の庶務は企画課が処理する。

## 附 則

1. この要綱は、平成 7年3月1日から施行する。
2. この要綱は、平成12年6月22日から施行する。
3. この要綱は、平成18年5月29日から施行する。

4. この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
5. この要綱は、平成 19 年 10 月 22 日から施行する。
6. この要綱は、平成 20 年 4 月 16 日から施行する。
7. この要綱は、平成 21 年 4 月 10 日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

副	市	長
企	画	部
総	務	部
市	民	環
健	康	福
農	林	水
商	工	観
都	市	建
上	下	水
会	計	管
議	会	事
教	育	部
消	防	長
北	方	町
北	浦	町
北	川	町
	総	合
	支	所
	長	